(別記2)

栽培期間中節減対象農薬及び化学肥料を慣行の5割以下に削減した栽培方法により 生産される農産物における節減対象農薬使用回数及び化学肥料使用量に関する慣行値 及び認証基準値

及い認証基準値	'	節減対象農薬使用回数		化学肥料使用量(10a	
作物名	基準作型	(成分回数)		当たり窒素成分量)	
		慣行値	認証基準値	慣行値	認証基準値
		回	回以下	kg/10a	kg/10a以下
水稲	普通栽培	1 7	8	8. 0	4. 0
小麦	普通栽培	4	2	8. 0	4. 0
大豆	普通栽培	6	3	3. 0	1. 5
そば	普通栽培	2	1	2. 0	1. 0
なたね	普通栽培	2	1	8. 0	4. 0
ながいも	普通栽培	1 6	8	21.0	10.5
にんにく	マルチ栽培	2 0	1 0	20.0	10.0
ごぼう	春播き栽培	1 2	6	20.0	10.0
だいこん	3~4月播き栽培	8	4	8. 0	4. 0
	5~8月播き栽培	1 2	6	6. 0	3. 0
にんじん	3~4月播き栽培	8	4	19.0	9. 5
	5~7月播き栽培	1 5	7	19.0	9. 5
ばれいしょ	普通栽培	1 2	6	11.0	5. 5
キャベツ	春播き栽培	9	4	20.0	10.0
レタス	春播普通栽培	8	4	18.0	9. 0
ねぎ	普通栽培	2 1	1 0	20.0	10.0
トマト	雨よけ栽培	2 2	1 1	30.0	15.0
きゅうり	普通栽培	2 2	1 1	35.0	17.5
ピーマン	普通栽培	8	4	25.0	12.5
メロン	トンネル早熟	18	9	15.0	7. 5
ブロッコリー	普通栽培	7	3	23.0	11.5
すいか	普通栽培	1 4	7	16.0	8. 0
えだまめ	普通栽培	6	3	5. 0	2. 5
かぼちゃ	普通栽培	6	3	11.0	5. 5
はくさい	夏播き栽培	9	4	23.0	11.5
やまのいも	普通栽培	1 2	6	24.0	12.0
なす	普通栽培	1 7	8	28.0	14.0
ほうれんそう	5~9月播き栽培	6	3	10.0	5. 0
マッパニボッ	10~11月播き栽培	4	2	10.0	5. 0
アスパラガス	普通栽培	1 3	6 5	47.0	23.5
スイートコーン	普通栽培 普通栽培	1 1	6	25.0	1 2. 5 7. 0
こかぶ		1 3	7	$\frac{14.0}{30.0}$	
さていかりん	普通栽培	$\begin{array}{c} 1 \ 4 \\ \hline 4 \ 0 \end{array}$	2 0		15.0
さやいんげん いちご りんご	促成・半促成栽培 普通栽培	3 6	18	$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	7. 5
ぶどう	普通栽培	2 2	1 1	$\frac{15.0}{15.0}$	7. 5
おうとう	普通栽培	1 5	7	$\frac{15.0}{15.0}$	7. 5
なし	普通栽培	1 8	9	$\frac{15.0}{15.0}$	7. 5
\$ t	普通栽培	2 6	1 3	$\frac{13.0}{14.0}$	7. 0
プルーン	普通栽培	1 9	9	$\frac{14.0}{14.0}$	7. 0
JIV. V	日世秋石	1 9	Э	14. U	1. U

- 注:1. 数値は種子消毒及び育苗段階も含む。
  - 2. 適用地域は、県下全域とする。
  - 3. 適用品種は、全品種とする。
  - 4. 着果促進剤などの植物成長調整剤で、使用方法が一般的に局所的であり、 その局所に重複せずに使用されるものは、生育期全体を通じて1回とする。 ただし、複数成分の薬剤については、その成分回数とする。
  - 5. 接ぎ木苗で、台木及び穂木双方に農薬を使用している場合は、双方を合わせた成分回数とする。

ただし、台木及び穂木で同一農薬を使用した場合は、合わせて1剤と見なして、その成分回数とする。

- 6. 展着剤は、使用しても成分回数には含めない。
- 7. 性フェロモン剤等の有機農産物のJAS規格で使用可能な農薬は、使用して も成分回数には含めない。

ただし、栽培管理記録において、当該農薬の使用記録を保管すること。